

みんなで防ごう交通事故県民運動実施要綱

1 目的

交通事故の防止のため、県民一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーアップを目指して、交通安全意識の高揚を図る。

2 運動期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4 スローガン

守ろう交通ルール、高めよう交通マナー

5 運動の重点目標

- (1) 全ての道路利用者の交通ルール遵守の徹底
- (2) 思いやりとゆずり合いによる交通マナーアップ
- (3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- (4) こどもと高齢者等の安全な通行の確保

6 運動の進め方

関係機関・団体等は連携し、県民一人一人に交通ルール遵守の徹底と交通マナーアップが定着し、ひいては他県の模範ともなるよう次のとおり運動を進める。

(1) 交通安全教育の推進

各種講習会、交通安全教室等を通じて、交通ルールの遵守徹底と交通マナーアップについて、周知徹底と習慣付けを図る。

(2) 交通ルール遵守の意識付け

地域・学校・家庭・職域等、あらゆる機会を通じて、交通ルール遵守の徹底に向けた意識付けを図り、違反をしない・させないよう努める。

(3) 積極的な広報啓発活動等の推進

県及び市町村は、効果的な広報を通じて、本運動への理解と実践を呼び掛けるとともに、関係機関・団体等が行う自主的な活動を促す。

関係機関・団体等は、運動重点に沿った積極的な広報啓発活動や街頭活動を展開する。

【広報啓発重点】

○ ドライバー対象

- ・ 信号機のない横断歩道における歩行者優先
- ・ 信号、合図の遵守、車間距離の保持
- ・ 制限速度はもとより道路状況に応じたスピードダウンの実践
- ・ スマートフォン等の使用等による「ながら運転」の禁止
- ・ 日没前のライト点灯と対向車や先行車がない場合のハイビームの活用
- ・ 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用
- ・ 思いやり、ゆずり合い運転の実践と運転への集中

○ 自転車対象

- ・ 自転車は「車両」であり、自転車利用者は車両の運転者としての責任を自覚して交通ルールを遵守

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

- ・ 県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高いこと等を踏まえて、被害の軽減を図り、命を守る観点からヘルメットを着用
- ・ 自転車損害賠償責任保険（共済）への加入
- ・ 酒気帯び運転及びスマートフォン等の使用等「ながら運転」の禁止（令和6年11月1日改正道路交通法施行）
- ・ 自転車への反則通告制度（青切符）の導入（令和8年4月1日改正道路交通法施行）

○ 歩行者対象

- ・ 走行車両の直前直後の横断の禁止と横断歩道の使用
- ・ 道路横断時の安全確認の徹底
- ・ LED ライト、夜光反射材等の活用
- ・ 横断歩道の横断時には、接近車両への「アイコンタクト」「手上げ」により、横断の意思表示を実践

7 関係機関・団体等の具体的な取組

関係機関	推 進 項 目
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体を活用した広報 ○ 各種行事、会合等を利用したの広報啓発 ○ 関係機関・団体等との協働による取組
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭啓発活動、街頭指導の実施 ○ 広報紙、広報車、有線放送等による広報 ○ 関係機関・団体等との協働による取組
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通指導取締り・街頭活動の強化 ○ 各種広報媒体を活用した広報 ○ 関係機関・団体等との協働による取組 ○ 各種講習会、交通安全教室を通じての正しい知識の普及と啓発
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員に対する周知徹底 ○ 交通安全教室等を通じ、児童・生徒に対する正しい自転車の運転と交通ルール遵守に向けた啓発、指導の推進 ○ 交通安全教室、交通安全教材を活用した、こどもの交通事故防止意識の醸成
上記以外の関係機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員・団体構成員に対する周知徹底 ○ 機関誌等各種広報媒体を活用した広報 ○ その他、それぞれの所管及び特性に応じ、本運動の推進のために創意工夫を凝らした活動